

あなたの経験と優しさを地域の支えに

山形県内初！

市民後見人養成研修受講補助金

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（酒田市権利擁護・成年後見センター）では、県の市民後見人養成研修を受講される方を対象に、受講費用の一部を助成、地域福祉活動への一歩を応援します。

支援内容

県の市民後見人養成研修の受講に係る交通費、テキスト購入費が対象です。
令和8年度は、50,000円が補助上限です。

対象者

県の市民後見人養成研修を修了した、酒田市に住民登録をしている方が対象です。

助成金申請は、酒田市社会福祉協議会
酒田市権利擁護・成年後見センターまで

酒田市社会福祉協議会ホームページで交付要綱の他、申請に必要な様式をご案内しております。また、ご不明の点などございましたら、お気軽にお問合せください。



後犬ちゃん

【お問い合わせ・申請先】

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
酒田市権利擁護・成年後見センター
〒998-0864
酒田市新橋二丁目1番地の19
電話 0234-24-2626
メール anshin@sakata-shakyo.or.jp

【申請書ダウンロード】

申請書などはこちらから
（酒田市社会福祉協議会ホームページ）

詳しくは裏面をご確認ください



令和8年度 市民後見人養成研修受講補助金

1.対象者

令和8年度に県の市民後見人養成研修を修了した、酒田市に住民登録を有する者

2.対象経費

- ・交通費(自家用車を使用する場合は1キロメートルにつき29円)
- ・テキスト購入費(実費相当)
 - ※交通費・テキスト購入費は受講する本人分のみ対象
 - ※酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例規則に準じた上限額になっていません。詳しくはホームページに掲載しています。

3.補助額

- ・令和8年度中に支払った対象経費
(受講生1人につき上限50,000円。1,000円未満切り捨て)

4.申請

補助対象経費の支払い前に以下の書類を提出

- ・交付申請書(様式第1号)、受講計画書(様式第2号)

5.申請から補助金交付までの流れ

ステップ1

- ・7月31日までに、山形県市民後見人養成研修受講を申込み。

ステップ2

- ・受講決定通知が届いたら、9月15日までに申請書と受講計画書を提出。
- ・申請後、交付又は不交付の決定通知を申請者に送付します。

ステップ3

- ・交通費・テキスト代の支払い・受講。
- ・**領収書等を紛失しないようご注意ください。**

ステップ4

- ・修了後、2月10日までに、実績報告書、交通費とテキスト購入費の写し、受講報告書、請求書を提出。
- ・交通費は、JR、バス利用の場合は実費領収書の写し。自家用車の場合は、自宅から研修会場までの移動経路及び移動距離(キロメートル)が確認でき、経路検索サイトや地図サイトを印刷したものを添付していただいても構いません。添付が難しい場合は、本会でサポートいたします。
- ・交通費・テキスト購入費の領収書の写しの添付が必須です。

ステップ5

- ・2月末を目途に補助金を指定の口座へ振り込みをします。